（法第百九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十八条　法第百九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一～五　（略）

六　国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使

七～十一　（略）

（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十九条　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一～十一の二　（略）

十一の三　第七十三条の七第一項及び第七十三条の九第一項の規定による確認

十二～二十七　（略）

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○農林水産省令第五十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改　正　後

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
カキツバタ	Iris laevigata Fisch.	草花
ホソバタイセイ	Isatis tinctoria L.	工芸作物
イソトマ　アキシラリス	Isotoma axillaris Lindl.	草花
（略）	（略）	（略）
パッションフルーツ	Passiflora edulis Sims	果樹
キリ	Paulownia Sieb. et Zucc.	林木
サギソウ	Pecteilis radiata (Spreng.) Raf.	草花
（略）	（略）	（略）
コケモモ	Vaccinium vitis-idaea L.	観賞樹
カノコソウ	Valeriana fauriei Briq.	工芸作物

改　正　前

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
カキツバタ	Iris laevigata Fisch.	草花
（新設）	（新設）	（新設）
イソトマ　アキシラリス	Isotoma axillaris Lindl.	草花
（略）	（略）	（略）
パッションフルーツ	Passiflora edulis Sims	果樹
（新設）	（新設）	（新設）
サギソウ	Pecteilis radiata (Spreng.) Raf.	草花
（略）	（略）	（略）
コケモモ	Vaccinium vitis-idaea L.	観賞樹
（新設）	（新設）	（新設）

（法第百九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十八条　法第百九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一～五　（略）

六　国税通則法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使

七～十一　（略）

（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十九条　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一～十一の二　（略）

（新設）

十二～二十七　（略）